

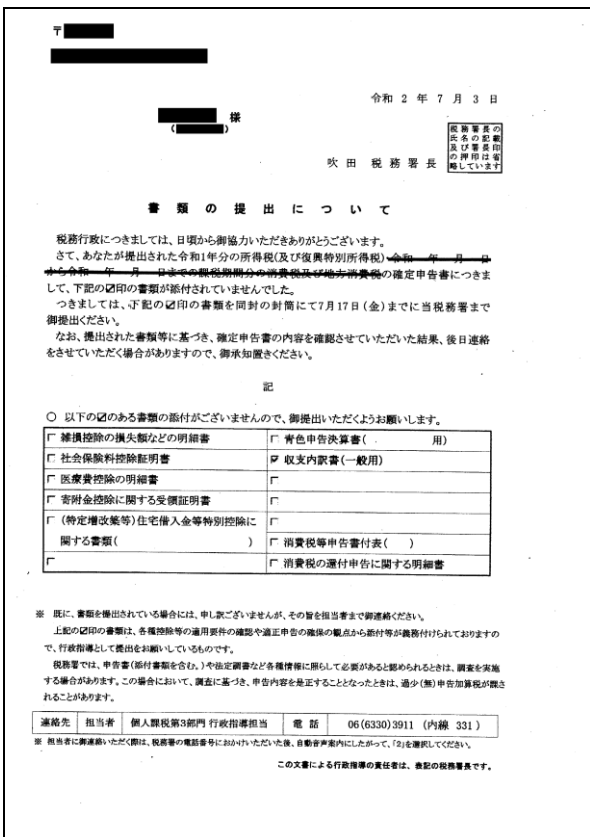
# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8190  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

## 収支内訳書の督促が届いています

吹田税務署より7月3日付で「書類の提出について」として収支内訳書の提出を求める文書が届いています。



### 「収支内訳書」とは

この「収支内訳書」は1984年に国税通則法が改悪され法制化されました。「添付しなければならない」とされましたが、民商・全商連が中心となって短期間に60万人と17500団体の署名が集められるなど大きな反対運動により、罰則のない「訓示規定」となりました。また当時の参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないように十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされました。財務省令では収入については売上・賃貸料・家事消費・その他の収入の4科目、費用では売上原価・雇人費・外注工賃・減価償却費・貸倒金・地代家賃・利子割引料とそれ以外は「その他の経費」にまとめられました。しかし今の収支内訳書は「その他の経費」についても詳細な科目別の記載欄や売上先・仕入先・地代家賃・給与賃金など取引先・従業員の名称や取引金額などの記載欄まで設けられており、財務省令に反した様式を使用しています。

### 文書にある「行政指導」とは

今回の「書類の提出について」も例年と同じ文書になっています。収支内訳書の提出のお願いは「行政指導」とされていますが、行政指導については「行政手続法」で規定されています。その中の第32条（行政指導の一般原則）では「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるもの」とされ、その2項では「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とされています。ですからこの文書で「税務署では、(中略)調査を実施する場合があります」と記述されていますが、提出のお願いとは関連する記述はされていません。この「お願い」に応じるか応じないかは納税者の意思に任されているものです。

## お買い物物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と！

## 収支内訳書返還集会・行動

返還を希望される方は集会を行いますのでご参加ください。  
7月30日(木) 13時30分 吹田勤労者会館  
7月30日(木) 19時00分 民商会館  
短時間(30分程度)の集会の後、返還行動に移ります。

### 請願書について

返還する際に添付する「請願書」は、今回の商工新聞に折り込んでいますのでご確認ください。必ず「提出用」と「控用」は切り離してご持参ください。

### 新会員紹介

## 三麺流 武者麺 道倉 祐さん

吹田市垂水町3丁目10-20

お店は垂水町3丁目・豊一小学校からちよつと東にあります。道倉さんは会社員時代につけ麺が食べたくて武者麺に立ち寄ったところ、その旨さに「惚れ込んで」後日、前オーナーに「ここで働かせください！」と頼みこみ従業員になりました。ところがオーナーが和歌山に戻ることとなり、先輩の社員もいましたがお店を継ぐ決意をした道倉さんが2代目オーナーになりました。まるでドラマのような道倉さん。オーナーになってから1年半ですが、お客様に「旨一杯」のひとつときを感じてもらうため、おなじ材料でもより良い素材を探し、季節・天候に合わせて麺を熟成させる時間・温度を調整するなど、日々切磋琢磨されています。いまだにお昼も夜も多くの方でにぎわう人気店です。それでもコロナ禍ではお客様・従業員を守るために約1カ月休業を決断。辛い日々を過ごしました。営業再開時にスタッフが戻ってきてくれ、18時から2時間の短い営業時間でもお客様が並んで待っていたことが本当に嬉しかったと熱く語ってくれました。江坂方面に行った時はぜひお立ちよりください。



## 伝言板

### 無料法律相談

7月16日(木) 13時00分 民商会館  
相談を希望する方は必ず予約のご連絡をください。

### 新型コロナ関連 給付金等相談会

7月20日(月) 14時00分・21日(火) 19時00分  
家賃支援給付金について裏面に記載してあります。